

医療における情報(薬剤)の標準化を考える⑩

はじめに

厚生労働省は、医療事故防止等のための医療用医薬品へのバーコード表示の実施について、2006年9月15日付医薬品局安全対策課長通知「医療用医薬品へのバーコード表示の実施について」

(出典: 厚生労働省資料 2009年7月)

図1 医薬品の販売包装単位へのバーコード表示の変遷

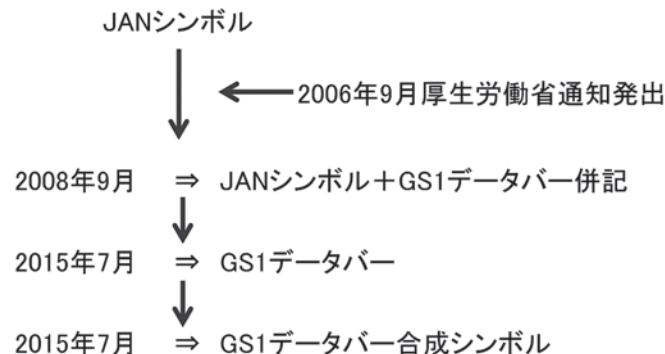


図2 国内における医療用医薬品に表示するバーコード



医薬品に関する バーコード

厚労省は、医療用医薬品のバーコード表示実施要項を特定生産者由来製品、生物由来製品、生物由来製品(特)定生物由来製品、生物由来製品(生)物由来品を除く)、注射品を除く)、内用薬(生)物由来品を除く)、外用薬(生物由来品を除く)の5種類に分類した。包装形態については、表1に示した。

医薬品に関するバーコードの表示は、前述した厚生労働省通知「医療用医薬品へのバーコード表示の実施について」とその実施要項(実施要項:07年、12年、16年に一部改正通知(16年)正通知発出)に沿って進

て」によって、医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項を示し、製造販売業者に対して適正にバーコード表示を行うよう求めた。

バーコードとは、光の反射率の違いによって情報を機械で自動的に読み取りができるように表現したものである。代表的なものとして、スーパーマーケットやコンビニエンスストアのPOSレジで読み取られる商品に貼付されたJANシンボル(EANシンボル)

一般の注射剤、内服薬等に關しては、調剤包装単位と販売包装単位についてGTIN表示だけでよいとした。また内服薬、外用薬の調剤包装単位については、PTP

シートやチューブが中心となり、バーコードの表示が技術的に難しい場合には表示を免除していたが、医薬品医療機器等法の一部改正通知(16年)において21年4月からは

医療データ活用基盤整備機構

折井 孝男

わが国において医療用医薬品に使用するGS1コードを図2に示した。

参考までに国内の医療用医薬品に表示するバーコードを図2に示した。

IIN、有効期限、ロット番号の表示が必須とされた。

内服薬、外用薬、注射剤を問わず、GS1データバー合成シンボルでGTIN、有効期限、ロット番号の表示が求められた

められ、それぞれの包装単位へのバーコード表示が定められた。

そして、リスクが高いと考えられる特定生物由来製品については、調剤包装単位と販売包装単位の両方に対して、08年からGS1データバー合成シンボルによって、GTIN表示だけでも良いとした。また内服薬、外用薬の調剤包装単位については、PTP

(図1)

おわりに

医療分野においても、さらなるバーコードの利活用が促進され、GS1バーコードを標準として(既に標準となつているが)流通領域に限りらず、患者の安全・安心への利活用がさらに望まれる。

本稿の作成に当たりG S1ジャパンの協力を得ました。感謝申し上げま